

(書式 1 - 2)

離婚を行わず当面別居を行う場合の婚姻費用分担についての合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で次のとおり合意した。

第 1 条 甲と乙は別居することに合意した。

第 2 条 甲は乙に対し、今般別居後、同居又は離婚するまでの間、婚姻費用分担金として毎月金〇〇万円を毎月末日までに乙名義の銀行口座（〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座No.〇〇〇〇〇〇〇〇）に振込送金して支払う。

第 3 条 甲乙は、双方の経済的状況に変動等が生じた場合、前条の婚姻費用分担金額や支払方法等についての変更を別途協議する。

以上の合意成立の証として、本合意書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙

解説

(第2条)

婚姻費用については、双方の収入等を考慮し分担すること（民法第760条）が求められ、通常、同居している夫婦では、特に明示の合意なくとも処理されている。

しかし、離婚等が問題となり別居した場合、通常主婦等経済力のない者は、離婚が成立するまで相手方に婚姻費用分担金を請求しえる。本件はこの費用についての取り決め。

(第3条)

婚姻費用の分担は、収入等一切の事情を考慮して決められるため、将来その経済基盤に変動が生じた場合、当然変更されるべきもので、本条はこれを念のため記載したもの。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。